

(資料1)

後払い決済サービスについて

日本後払い決済サービス協会
2025年12月12日

Agenda

- 協会の概要
- BNPL／後払い決済サービスの概要
- BNPL業界の課題の実態と取組状況

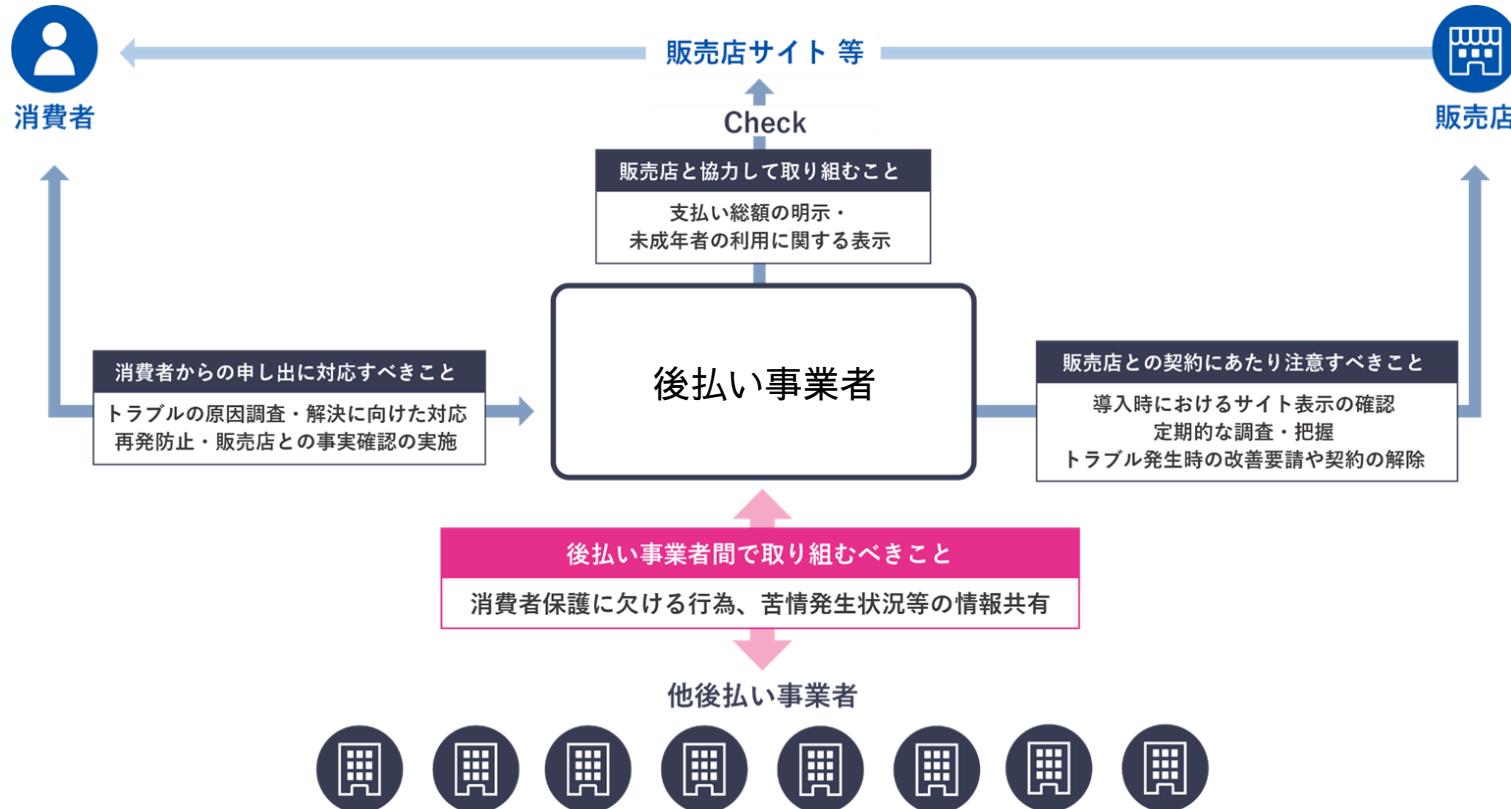
協会の概要



日本後払い決済サービス協会（BNPL協会）の概要

名称	日本後払い決済サービス協会（英文表示：JAPAN BNPL ASSOCIATION）	
所在地	東京都千代田区麹町4丁目2-6 住友不動産麹町ファーストビル5階 株式会社ネットプロテクションズ内	
HP	https://j-bnpla.jp/	
設立	2021年5月	
目的	後払い決済サービスに係る取引を公正にし、後払い決済による取引に携わる関係事業者の業務の適正な運営の確保、利用者の消費生活の向上と利便に貢献すること	
会員 (50音順)	<p>【正会員】</p> AGペイメントサービス(株) (株)キャッシュボール GMOペイメントサービス(株) (株)SCORE (株)ネットプロテクションズ ヤマト運輸(株)	<p>【準会員】</p> (株)セブン銀行
役員	会長 柴田 紳 (株)ネットプロテクションズ 代表取締役社長) 副会長 村上 知行 (GMOペイメントサービス(株) 代表取締役社長) 監事 河村 要介 (株)キャッシュボール 取締役社長) 理事 須田 淳 (AGペイメントサービス(株) 代表取締役社長) 理事 北原 光 (株)SCORE 代表取締役社長)	
	※2025年11月末時点	

BNPL協会の役割



協会設立の目的とこれまでの主な活動歴

後払い決済サービスに係る取引を公正にし、後払い決済による取引に携わる関係事業者の業務の適正な運営の確保、利用者の消費生活の向上と利便に貢献することを目的として協会を設立

2020年夏頃	(株)ネットプロテクションズを中心に、後払い決済サービスに係る 協会設立の協議を開始
2021年5月	「日本後払い決済サービス協会」を設立
2022年3月	割賦販売法の加盟店管理規制を参考して「 加盟店審査に係る自主ルール 」の策定
2022年4月	関連法令である民法（成人年齢の引き下げ）、特定商取引法（EC通販の表示ルールの導入） 改正について、販売店に注意喚起・対応の呼びかけ
2023年1月	消費生活センターからの問合わせや苦情対応の早期着手を目的に、会員各社に 専用窓口（電話）を設置
2024年2月	悪質な加盟店の排除を目的に、会員各社の保有する加盟店に関する情報を一元化する 加盟店情報交換制度 を開始
2024年3月	定期販売や不正利用への注意を喚起のため、 消費者への注意喚起・啓発パンフレット を公開
2025年1月	加盟店情報交換制度 を強化（公開情報に加え、各社保有の情報の交換を開始）
2025年6月	一般社団法人キャッシュレス推進協議会に加盟
2025年11月	一般社団法人ダークパターン対策協会に加盟

中央省庁・国民生活センター等との情報交換等（2025年度）

経済産業省や国民生活センター等と定期的・緊密に連携し、
ご指導・ご助言をいただきながら体制整備を推進

経済産業省	経済産業省 商取引監督課訪問 2回 経済産業省 商取引・消費経済政策課 1回 ※その他、電話やメールでの情報交換は隨時実施
国民生活センター等	【情報交換】 独立行政法人 国民生活センター 2回 公益法人 全国消費生活相談員協会 2回 【勉強会の開催】 三重県消費生活センター 大分県消費生活男女共同参画プラザ

BNPL／後払い決済サービスの概要



BNPL（後払い決済サービス）とは？

- 先に注文/購入をし（Buy Now）、後で支払う（Pay Later）決済方法
- カード等を保有していないくとも、短時間に信用判定して、後払いを可能とするサービス



BNPL（後払い決済サービス）の分類

- BNPL（後払い決済サービス）事業者は、以下の条件で購入者の代わりに販売店へ代金を立て替えて支払うサービスを提供している
 - 取引ごとの審査：過去の支払実績等を基に、都度、支払い能力を確認する
 - 後払い条件：購入者は商品・サービスを受け取った後に、BNPL事業者からの請求書に基づき、代金を支払う
- 後払い決済事業者の中には、後払い決済サービス以外に分割払いを行っている事業者も存在する

後払い決済サービス種別	都度請求書発行型	アプリ会員型	割販型 (包括信用購入あっせん)
支払回数	都度（1回払い）	月まとめ（1回払い）	複数回（分割払い）
特徴	非会員制	会員制	会員制
対象市場	EC物販/サービス	EC（物販/デジコン）・ 実店舗	EC（物販/デジコン）・ 実店舗
支払方法	主に紙の請求書による コンビニ払い	電子請求書による コンビニ払い	電子請求書による コンビニ払い
支払期限	14日	翌月払い	毎月

後払い決済サービスのニーズ（購入者）

後払い決済は、少額取引におけるこれからの決済インフラ

安心安全なサービス

- 1 利用の度に支払え、
使い過ぎ防止になる



- ✓ 都度支払うので、支払った実感がある
- ✓ キャッシュアウトが見えるので予算管理がしやすい

- 2 支払期限内の好きなタイミングで支払える



- ✓ 代引きだと受け取り時に現金を用意する必要あり
- ✓ 支払期限は14日間

- 3 カード情報の漏えいや不正利用の心配がない

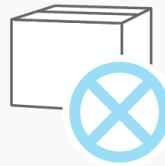


- ✓ カード情報入力不要
- ✓ 自分で支払う必要があるので、知らずに引き落とされることがない

後払い決済サービスのニーズ（購入者）

安心安全なサービス

- 4 商品の返品・交換やキャンセルがしやすい



✓気が付かずに自動的に引き落とされることがない

- 5 カード不要・事前登録不要



✓普段使わないサイトでカード情報を登録する必要がない

✓カードを取り出さなくとも買える

- 6 商品を見てから支払える



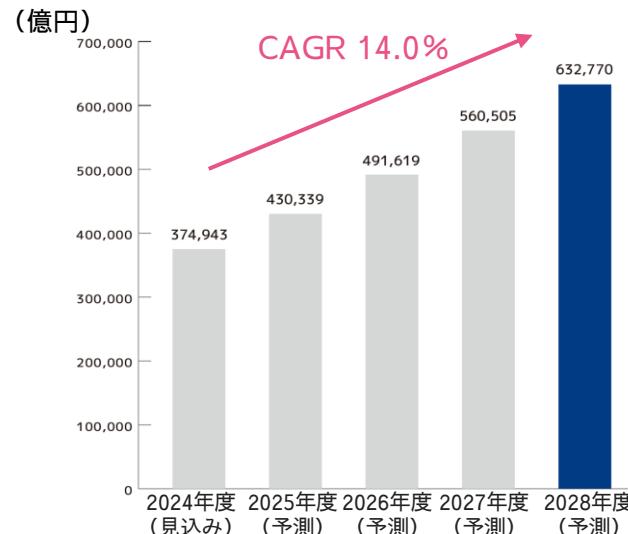
✓前払いでは商品が届くか不安

✓返品・交換・キャンセルも容易

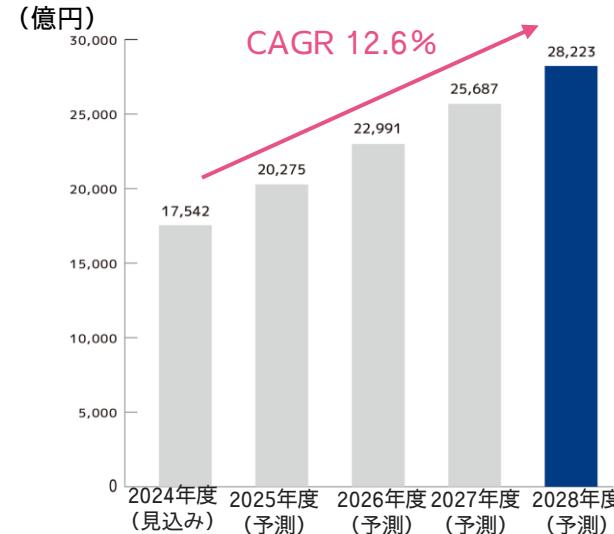
後払い決済サービスの市場の規模予測

後払い決済市場は、EC決済サービス市場の規模拡大とともに成長

EC決済サービス市場規模予測



後払い決済サービス市場規模予測



出典：株式会社矢野経済研究所「オンライン決済サービス市場に関する調査（2025年）」（2025年3月27日発表）

※ 決済業務の代行業者であるオンライン決済サービスプロバイダーを経由して利用された決済処理金額（取扱高）ベース

※ コード決済については、オンライン決済サービスプロバイダーの取扱高のみを含む

※ 2024年度見込値、2025年度以降予測値

出典：株式会社矢野経済研究所「オンライン決済サービス市場に関する調査（2025年）」（2025年3月27日発表）

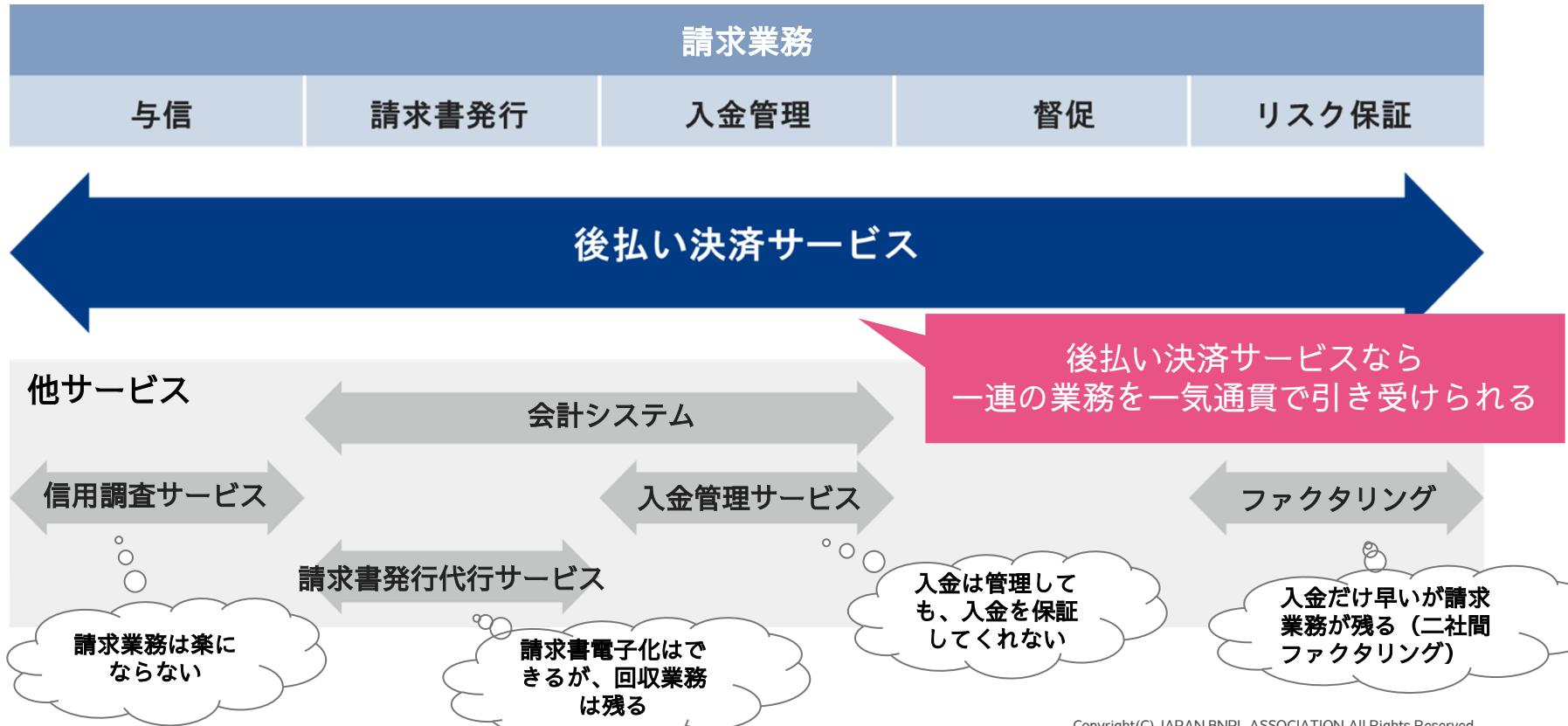
※ 後払い決済サービス提供事業者の決済処理金額（取扱高）ベース

※ 2024年度見込値、2025年度以降予測値

※ 後払い決済サービス市場は、オンライン決済サービス市場の内数

後払い決済サービスのニーズ（販売店）

後払い決済サービスは、一連の請求業務をアウトソーシングで受け、リスク保証（代金全額支払）することにより、中小企業、スタートアップ／ベンチャー等が請求業務に埋没せず、本業に注力することを支援



BNPL業界の課題の実態と取り組み



- ①加盟店管理・消費者トラブル
- ②その他の課題と解決に向けた取組み
- ③国民生活センターからの要望への対応状況

①加盟店管理・消費者トラブル

課題

- ・ 後払い決済サービスにおける購入者からの問い合わせは、支払方法や請求書に関する問い合わせを除いて、販売店（＝加盟店）の販売方法・表示・対応等の運用に関するものが多い
- ・ 一部の悪質な販売方法等を行う販売店（定期販売を行う販売店）において、購入者が購入の基礎となる情報に誤認が生じている等により、トラブル・苦情が発生している

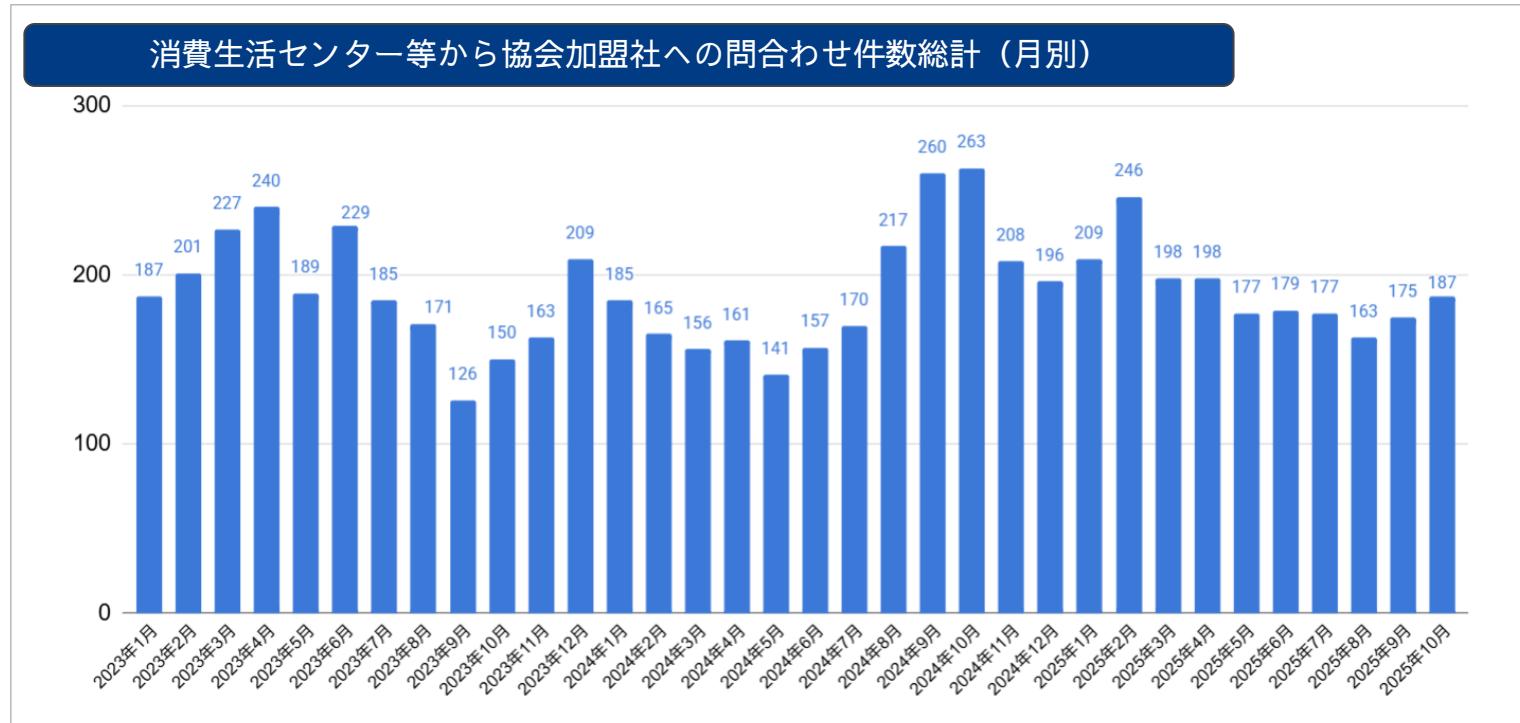


日本後払い決済サービス協会（BNPL協会）の対応

- ・ 「加盟店審査に係る自主ルール」の策定
⇒後払い決済サービス事業者の加盟店管理の質を担保
- ・ 「加盟店情報交換制度」の策定
⇒一部の悪質な加盟店についての情報を事業者同士で交換（2025年1月に完全実施）
- ・ 消費生活センター等からの問合せ件数の集計・分析を実施
- ・ 加盟各社に国民生活センター・各地の消費生活センターからの専用ダイヤルを設置
⇒消費者からの問合せを受けた各センターから連携を受け、個別の案件ごとに、
適宜販売店に対する通知・要請等（退店も含む）を行い、事案の解決を図っている
- ・ 各地の消費生活センター・相談員向けの勉強会・意見交換会
- ・ 消費者への啓発活動

消費者トラブル：BNPL協会の活動等による問い合わせの減少

- 消費生活センター等から協会加盟社に対する問い合わせ件数は、直近は月200件弱となっている
- PIO-NETの相談件数は月3,700件程度だが、そのうち協会加盟社に消費生活センター等からお問い合わせいただく件数は、5 %程度と非常に少ない
- BNPL協会では、更に消費者対応を強化するため、今年度中にお客さま相談窓口を設置する予定



BNPL協会「加盟店審査に係る自主ルール」の概要

目的

加盟店契約を行う前に審査を行い、悪質な加盟店をあらかじめ排除するとともに、契約後も途上審査を継続し、後から問題を起こす加盟店の管理も実施することで、後払い決済サービス取引の公正を確保し、もって購入者の利益を保護すること

購入者の利益を保護する主なポイント

加盟店契約時の調査（新規契約時の調査）	
加盟店契約締結後の調査	定期調査 取引の健全性の調査 不正利用の発生状況の調査 随時調査
加盟店に対する改善要請	
加盟店に対する措置の実施	
苦情の調査	

作成時の相談・参照

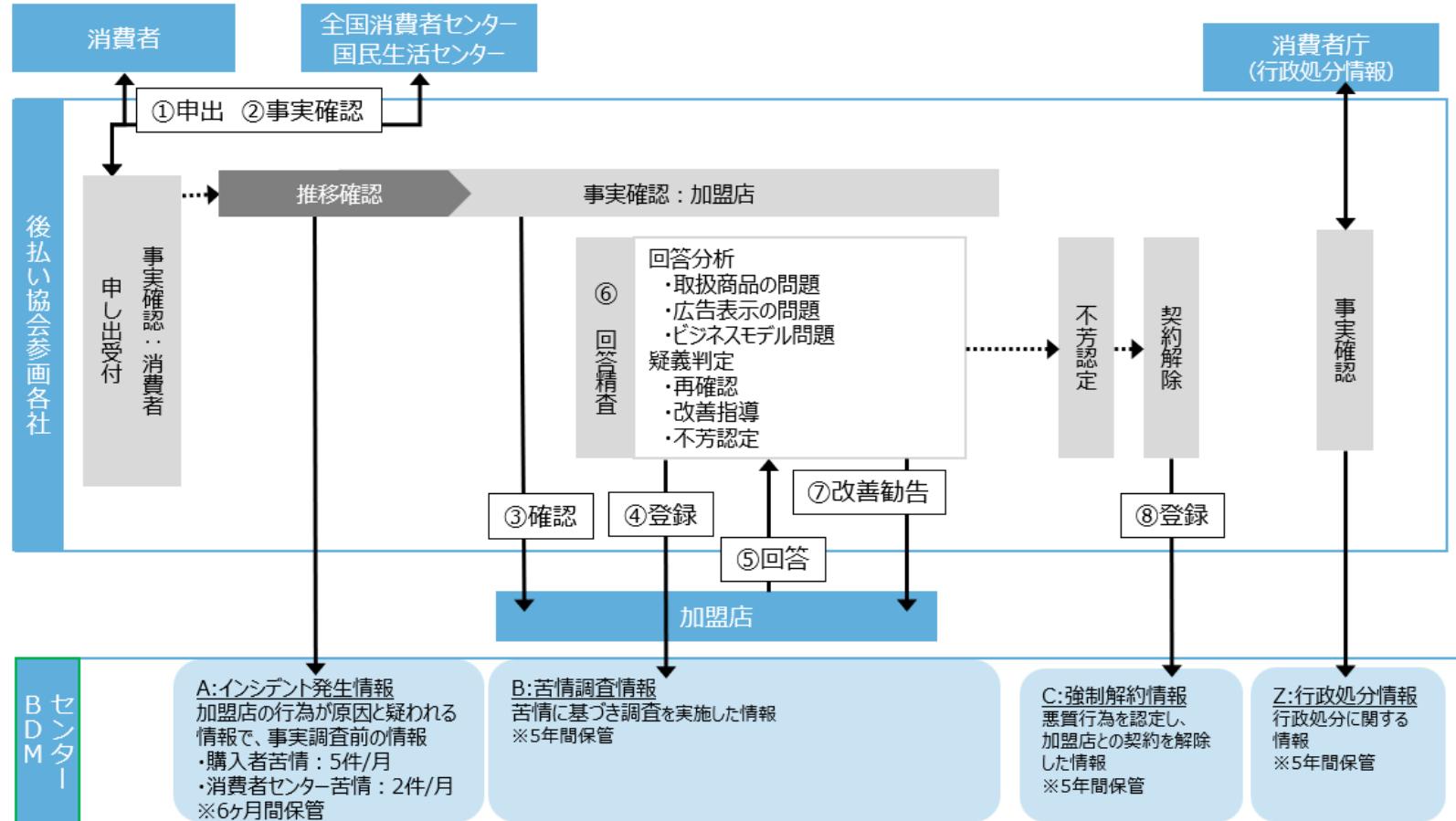
「加盟店審査に係る自主ルール」は、クレジットカード業界における割賦販売協会の定める自主ルールを踏まえ、後払い決済事業の特性に合わせて策定・運用されている

BNPL協会「加盟店審査に係る自主ルール」の運用の点検

- 2022年4月1日に加盟店審査に係る自主ルールを策定
- 協会加盟社が自主ルールを遵守しているか否かを確認するため、半年に1回、協会が定める自主点検表の30項目を自己評価し、協会事務局へ提出
 - 自主点検表の30項目（例）
 - 社内体制整備（協会自主ルールに基づいた社内管理体制が整っているか）
 - 反社会的勢力の排除（全国暴力追放推進センターの情報を利用するなど、加盟申込店、加盟店を適切に審査しているか等）
 - 加盟店契約時の調査（悪質な販売方法や要注意商材が扱われていないかを確認しているか等）
 - 加盟店契約後の定期調査（苦情や未回収率等の異常値があった場合、不正利用調査を行っているか等）
 - 苦情処理（購入者より苦情の申し出があった場合、苦情の原因を調査し状況に応じて改善の措置を取っているか）
 - 協会加盟社とも問題なく自主ルールを運用されていることを確認している
- 自主ルールの運用点検における改善例
 - 「定期調査および随時調査において問題があった場合、該当する事項が解決又は解消するよう、適切な期間を定めて要請したか？」が「△」になり、改善措置を実施した

問題点	加盟店側の問題が解決又は解消するよう適正な期間を定めて対応を行ったが、問題の原因が複数に渡り発生していたため、是正対応が一部長期化する場合があった
改善措置	問題発覚の初期段階に、網羅的に問題を調査することで、解決の早期化を図ることとした

BNPL協会「加盟店情報交換制度」



②他の課題と解決に向けた取組み

課題：後払い決済サービスの認知を含む金融リテラシーの低さ



発生し得る問題

- 複数の金融サービスにまたがった利用
 - 購入者が、複数の決済・金融サービスを利用することで、支払が困難になる
- 不正利用
 - 個人が、サービスや決済のアカウントを不正譲渡してしまうことで、不正利用が発生する
- 未成年による利用
 - 未成年が、サービス内容を理解せずに、トラブルになる



課題に向けた取組み

- 後払い決済サービスの認知度を向上するための啓発活動
 - ホームページやメディアを活用した購入者（未成年含む）に対する発信
 - 後払い決済サービスのメリットやデメリットなどのリテラシー向上に資する対応
 - 後払い決済サービスご利用時の注意事項等のご案内 など
 - 後払い決済サービスのデータ収集・分析体制を強化し、統計情報として取りまとめることの検討
- 複数サービスにまたがった利用や不正利用への対策は、各社がノウハウを駆使し対策を打っており、さらなる高度化について協議中

③国民生活センターからの要望への対応状況

1. 初期審査・随時調査の徹底について

- 初期審査・随時調査の徹底
 - 新業種・新業態への対応は、各社の現状や運用実態をヒアリングし、協会として統一審査基準の導入を検討する
 - 未審査サイトなどの発覚時の対応について、途上審査に関するルール整備を検討する
- 迅速な苦情処理
 - 会員各社の対応実態の把握を行い、苦情処理に関する統一基準の導入を検討する

2. 加盟店情報交換制度について

- 制度の基準の実効性向上に向け、各社個別の登録基準の内容をヒアリングし登録基準の標準化を検討する
- 加盟店調査に入る基準（時間軸、内容軸）の実態ヒアリングを実施し、登録基準の標準化を検討する

3. 協会加盟社の拡大等について

- 未加盟事業者に対する加盟の働きかけは、継続的に実施中
- 以下の点について加盟へ二の足を踏むことになっているのではないかと推察している
 - 自主ルールの遵守
 - 会費の支払い（高額） ※現状、会費の見直し等を検討中

4. 不正利用防止対策の取り組みについて

- 対応策①：消費者向け啓発資料の作成・公開
 - 協会のHPや関連媒体を活用し、消費者が不正利用のリスクを理解し、被害を防止できるよう啓発資料を作成する
 - 啓発資料には不正利用の事例、注意点、相談窓口案内などを掲載する
- 対応策②：統一運用のためのガイドライン作成
 - 各社の対応状況を踏まえ、協会として不正利用者対応に関する統一的な運用ルール・ガイドラインを策定する
 - ガイドラインには対応基準、対応手順、関係機関との連携方法などを盛り込む

Appendix



- 加盟店審査に係る自主ルールのポイント
- 後払い決済サービスの法的構成
- 日本後払い決済サービス協会 (BNPL協会) 2025年度事業計画

BNPL協会「加盟店審査に係る自主ルール」のポイント①

● 加盟店契約時の調査（新規契約時の調査）

- 加盟申込店に関する基本的な事項
- 加盟申込店が取扱う商品若しくは権利又は役務（以下「商品等」という）に関する事項
- 加盟申込店が行う取引の種類
- 加盟申込店の名称、住所、電話番号及び法人番号、代表者の氏名及び生年月日
- 取引条件や広告を表示するサイトおよび最終申込画面のサイトのURL
- 購入者の利益の保護に欠ける行為又は後払い決済サービスの不正利用が発生するおそれがあるか否かについて、合理的なリスク判断ができる程度に加盟申込店の取扱う商品等の種類及びその内容を調査する
- 加盟店審査基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めるときは、加盟店契約を締結しない

● 加盟店契約締結後の調査（定期調査）

- 加盟店が行う商品若しくは権利の販売又は役務の提供の内、後払い決済サービスが利用された取引の健全性
- 加盟店における後払い決済サービスの不正利用の発生状況
- 加盟店の取引状況等をモニタリングし、延滞の状況や苦情の発生状況を日常的に把握することをもって、前項に基づく定期調査に代えることができる
- 加盟店に対し行政処分又は適格消費者団体による差止請求等がなされていないかについて調査する
- 加盟店情報交換制度を利用して不正利用被害の発生に関し異常値を記録しているものではないかを確認する

BNPL協会「加盟店審査に係る自主ルール」のポイント ②

- 加盟店契約締結後の調査（取引の健全性の調査）
 - 加盟店が行う商品若しくは権利の販売又は役務の提供の内、後払い決済サービスが利用された取引に関し、当該加盟店に対し行政処分又は適格消費者団体による差止請求等がなされていないかについて調査するもの
- 加盟店契約締結後の調査（不正利用の発生状況の調査）
 - 他の加盟店との比較の観点から不正利用被害の発生に関し異常値を記録しているものではないかを確認するもの
- 加盟店契約締結後の調査（随時調査）
 - 加盟店契約時から変更があったとき
 - 変更があった事項及びその変更内容
 - 加盟店について購入者の利益の保護に欠ける行為がなされた又はなされたおそれがあると認められるとき
 - 当該行為の有無及びその内容
 - 当該行為その他購入者の利益の保護に欠ける行為を防止するために必要な体制の整備状況
 - 当該加盟店において購入者から寄せられた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備状況
 - 加盟店における不正利用の発生状況が他の加盟店と比して異常値を記録しているものと認められるとき
 - 当該加盟店において発生している不正利用の内容又は傾向
 - 不正利用の発生を減少させるための措置を講ずるために必要となると解される情報に関する事項

BNPL協会「加盟店審査に係る自主ルール」のポイント ③

● 加盟店に対する改善要請

- 加盟店の販売員による勧誘等又は購入者の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況からみて後払い決済サービスの適切な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
- 加盟店における不正利用の発生状況を踏まえ、類似の不正利用の再発防止の必要があると認められるとき
- 加盟店契約に定める禁止行為等に該当する事実を把握したとき

● 加盟店に対する措置の実施

- 要請した期限までに改善されないとき、又は改善要請しても改善が見込まれないことが明らかなときは、加盟店契約を解除することその他の適切な措置を講じること
- 解除した情報については、正会員間で必要に応じて共有するもの

● 苦情の調査

- 苦情の申し出を受けたときは、速やかに苦情の原因となった行為の内容を調査すること
- 苦情が加盟店に起因するものである場合には、必要に応じて加盟店に対して調査及び措置を実施すること
- 苦情が後払い決済サービスに起因する場合には、後払い決済サービスに係る業務の改善その他の所要の措置を講じること
- 苦情の申し出に対して、誠実な対応をもって適切かつ迅速な処理に努めること

後払い決済サービスの法的構成：債権譲渡型と立替払型

基本的には、割販法2条3項1号「カード等」を用いずに、取引の都度個別に与信審査を実施する「個別信用購入あっせん」（割販法2条4項）と同様の枠組みで、取引毎に与信審査を実施し、かつ与信期間が2月を超えない（マンスリークリア）範囲で提供されている。個別信用購入あっせん業として、割販法に定義される存在。

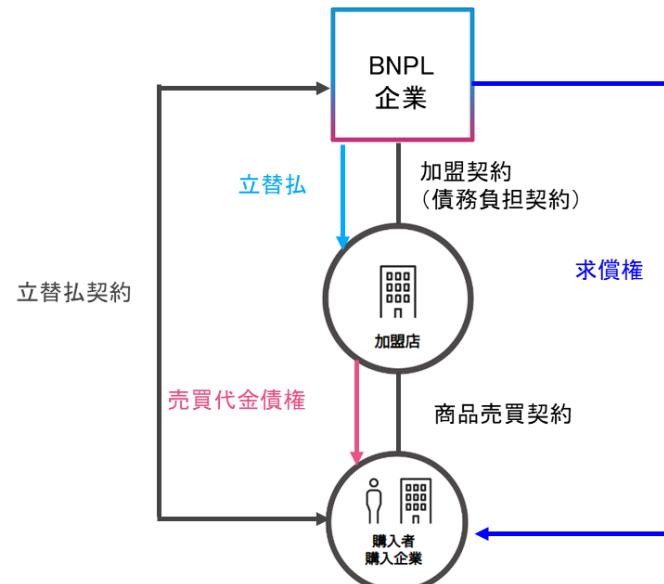
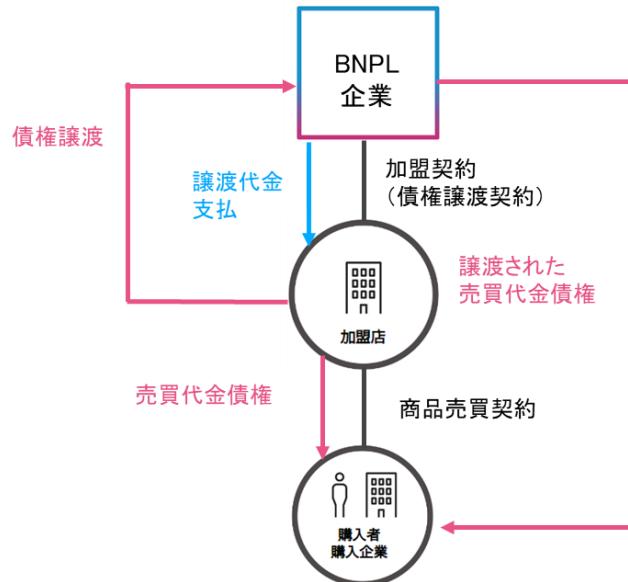
実体法上は、従来の販売信用と同様に、「立替払い」又は「債権譲渡」の法律構成が採用される

【債権譲渡型】

- 加盟店→BNPL企業への商品代金債権譲渡

【立替払型】

- 購入者→BNPL企業の商品代金の立替払いに係る準委任
- BNPL企業↔加盟店の債務負担契約（加盟契約）



日本後払い決済サービス協会（BNPL協会） 2025年度事業計画

2025年5月29日実施の総会にて報告

2025年度事業計画案/策定のポイント

前年度からの方向性を踏襲しつつ、法整備等の環境変化、消費者・行政からの期待に応えるべく対応していく。
 不芳加盟店共有制度の安定稼働や、消費者保護に繋がる施策を推進する。

2025年度事業計画

1.自主ルールに則った活動

(1)加盟店・業界への自主ルール浸透のための、プレスリリースや告知文章の定期的な発信
 (自主ルール改定や改正特商法など関連法改正対応含む)

(2)消費生活センター・購入者からの問合せ分析の実施、苦情の状況把握

(3)消費生活センター等からの問合せ内容をもとにした、自主ルール・運用指針の改善PDCAサイクルの実行

(4)加盟店情報交換制度の安定運用

2.消費者保護についての活動

(1)後払いサービスに関する消費者への啓発活動の実施

(2)不正利用等についての対応方指針検討

3.協会体制構築

(1)会員獲得の方針（新規加入勧誘先の検討、申出先の加盟可否の判断）

4.渉外対応

(1)定期的な情報交換、支援・協力依頼による中央省庁との関係強化

(2)協会活動内容の理解深耕のため、地方行政・国民生活センター・消費生活センターとの定期的な情報交換、webセミナー、会員各社従業員への勉強会等

